

「観光特急バス」及び「地下鉄・バス1日券」利用促進に係る デジタル広告配信等業務 委託事業者募集要項

1 委託業務の概要

- (1) 業務名称
「観光特急バス」及び「地下鉄・バス1日券」利用促進に係るデジタル広告配信等業務
- (2) 委託内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 受託候補者の選定方法
企画提案方式（公募型）による

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者

なお、契約締結日までの間に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 京都市交通局の競争入札参加有資格者（有資格者でない場合であっても、京都市交通局競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該企画提案方式においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び公告期日時点において入札参加停止期間中でないこと。ただし、京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書に該当する場合で、やむを得ないと認める場合を除く。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 競争入札参加停止措置期間中の者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- (4) 契約締結日までの間に(1)~(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。ただし、(1)ただし書に該当する場合は除く。

3 募集・選考等スケジュール（予定）

令和8年

6月19日(金)	プロポーザル募集開始 質問受付開始（質問受付は～26日(金)）
7月2日(木)	提案書等提出期限
7月中旬	事業者選定会議（プレゼンテーション及びヒアリング）
7月下旬	受託候補者の決定、プロポーザル参加事業者への通知
8月上旬	契約締結、業務開始

4 応募手続

(1) 提出方法等

提出方法	持参又は郵送 ※ 提出書類の入った封筒に「観光特急バス」及び「地下鉄・バス1日券」利用促進に係るデジタル広告配信等業務 企画提案書 在中」と記載すること。
受付期間	令和8年6月19日(金)～7月2日(木) ※ 持参の場合の受付時間は期間中の土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時 ※ 郵送の場合は期間中必着、書留に限る。
問合せ先及び提出先	京都市交通局企画総務部営業推進課（担当：池葉須、中野渡） 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階 電話：075-863-5066 メール：kotsu-kikakusuishin@city.kyoto.lg.jp

(2) 提出書類

	提出書類	提出部数	備考
①	企画提案参加申請書	1部	様式1を使用すること。 ※当局の競争入札参加有資格者の場合、様式記載の添付資料①～④の提出は不要
②	企画提案書（様式自由）	正本1部 副本7部	別紙仕様書「5 業務内容」の実施に当たり必要な事項について、本募集要項の「4(3)提案を求める内容」及び「5(1)評価項目」を踏まえて記載すること。
③	見積書		それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。
④	誓約書	1部	様式2を使用すること。 ※当局の競争入札参加有資格者の場合は提出不要
⑤	電子データ一式 ※	1部	①～④をPDF形式で記録したもの。
⑥	返信用封筒（長形3号又は角形2号）	1枚	返信先を明記のうえ、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼り付けること。

※ ①～④の各PDFデータを4(1)に記載のメールアドレス宛に提出すること。

なお、最新のパターンファイルを用いたソフトウェアにより、コンピュータウイルス等の感染がないことを確認すること。

※ ②に関して、4(1)に記載の受付期間内に提出されたクリエイティブ案等を用いてプレゼンテーションを行うことは可とする。

(3) 提案を求める内容

企画提案書には、以下の内容を具体的に記載すること。

様式、枚数は特に定めない。ただし、用紙サイズはA4で作成すること（A3を用いる場合は、Z折りでA4に折り畳むこと）。

- ① 企画内容（別紙仕様書の「5 業務内容」を踏まえ記載すること。追加で提案する内容があれば記載すること。）
- ② 実施体制
- ③ スケジュール
- ④ 過去の実績（過去に同様又は類似の業務を受注した実績がある場合は、その内容を記載すること。）

(4) 募集に関する質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次のとおり行う。

質問受付期間	令和8年6月19日(金)～26日(金)
質問送付方法	電子メールで受け付ける。 ※ 件名は[「観光特急バス」及び「地下鉄・バス1日券」利用促進に係るデジタル広告配信等業務：質問（事業者名）]とすること。 メールアドレス：kotsu-kikakusuishin@city.kyoto.lg.jp
当局からの回答方法	質問を受付後、2営業日以内に京都市交通局ホームページに掲出する。

5 事業者の選定方法

当局で設置する事業者選定会議において書類審査を実施のうえ、以下の評価項目に基づき評価し、最も優れた提案があった者を受託候補者として選定する。（参加者が1者のみであってもプロポーザルが成立することとし、選定を行う。）

(1) 評価項目

	評価項目	評価の観点	配点 (100)
1	スケジュールと実施体制	秋の観光シーズンに間に合う現実的なスケジュールか。また、本業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか。	5
2	ターゲティング戦略の客観性と精緻さ	インバウンド及び国内客のターゲット設定において、受注者が保有・提携する客観的データ（トラベルデータや位置情報等）に基づいた明確な根拠があるか。	20
3	メディアプランと予算配分の妥当性	「旅マエ（認知・計画）」と「旅ナカ（移動時）」のフェーズに応じ、ターゲットの行動変容を最大化するための合理的なメディアミックスと提案戦略に沿った適切な予算配分（制作費と配信費のバランス等）になっているか。	25
4	クリエイティブの訴求力（行動喚起力）	観光特急バス及び地下鉄・バス1日券の利便性が直感的に伝わり、行動変容を促す訴求力があるか。交通局の制約（オーバートークの禁止等）を理解し、媒体特性に最適化されているか。	25
5	KPI 設定と効果測定手法	遷移先サイトでのタグ計測が不可という制約下において、広告媒体側で取得可能な指標を用い、事業効果を論理的に説明・検証できる現実的な KPI が設定されているか。	15
6	過去の実績	本業務に必要な専門性と類似の実施実績を有しているか。	5
7	見積金額	本業務の目的を達成するうえで、見積の内訳（制作費とメディア費のバランス等）は合理的かつ適切か。	5
合 計			100

※ 合計点が60点未満の場合は選定の対象外とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、選定業者を交通局ホームページ上で公開するとともに全ての提案者に書面で通知する。

なお、結果についての異議申立ては認めない。

(3) 失格条項

以下のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 提案書その他提出書類に虚偽を記載した場合

イ 仕様書に示された条件に企画書等が適合しない場合

ウ 受託候補者として選定後、契約締結までの間に応募資格を失った場合

エ 事業者選定会議の委員又は本事業募集の関係者に対して、提案募集内容に係る不正な接触の事実が認められた場合

6 契約手続き

- (1) 5において選定した受託候補者と、提案内容を基に、業務の履行について必要な事項を速やかに協議及び調整を行ったうえで契約を締結する。
- (2) 第一順位の受託候補者と合意に達しなかった場合は、次点の業者を受託候補者として協議を行うこととする。この場合において、第一順位の受託候補者は、本業務実施のために行った準備等に係る費用が既に発生していても、その費用を当局に請求できない。
- (3) 業務内容については、事業開始に向けた協議の中で、変更を要請する場合がある。

7 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出等
 - ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
 - イ 提出された書類は返却しない。
 - ウ 提出期限後の提出書類の内容の変更は認めない。
 - エ 選定の過程や結果の公表等が必要な場合は、当局は、提出された提案書の内容等について公表できるものとする。
 - オ 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 応募受付後の辞退
応募受付後に辞退する場合は辞退届（様式不問）を提出すること。
- (3) 選定後の辞退
選定後の辞退は原則認めない。
- (4) 選定の解除
選定後、本業務の委託事業者に対応しないと当局が判断する事由が判明した場合、選定を解除することがある。
なお、この場合において、本業務実施のために行った準備等に係る費用が既に発生していても、その費用を当局に請求できない。